

令和 8 年度更生保護法人清心寮事業計画

1 事業基盤の強化

- (1) 安全安心な地域社会づくりを担う法人として、更生保護事業のより一層の推進を図ることとし、保護観察所はもとより、当法人の運営を支える更生保護関係者、寮生の社会生活移行に関わる雇用、福祉、医療等の関係機関・団体その他地域社会の広範な方々との緊密な連携が不可欠です。これらの関係者と日常的な連絡を密にし、理解と協力を得ることに努めます。
また、近隣住民の方々をはじめ地域社会の理解と協力が不可欠です。引き続き、地域との交流、地域への貢献の活動及び広報活動を推進します。
- (2) 寮生に対する処遇の充実及び安定的実施のため引き続き経営基盤の強化に取り組みます。更生保護施設としての機能をフルに発揮し収容率 100% 達成を目指し、事業の基盤強化に不可欠な収入を確保するとともに、支出を再点検し節約に努めます。
- (3) 長期的かつ安定的な改善更生を支えるため、宿泊型保護事業及び退寮後の通所・訪問型事業の一体的な取組みに努め、対象者の受入れから社会生活移行後の見守り支援までを計画的に進めます。
- (4) 情報公開に努めるとともに、コンプライアンス活動を推進し、法令に則った公正な事業運営を目指します。
- (5) 施設、設備の適切な維持管理を進めます。本年度は、事業開始から 35 年目となることから、老朽化又は不具合の生じた箇所の点検整備に努めます。
- (6) 寮生の安全衛生に配慮するとともに、快適な生活環境を提供します。感染症の予防に努めるとともに、感染者が発生した場合に備え、隔離室を確保し、発生の場合の対応手順の事前確認など万全な対応を心がけます。
- (7) 業務処理手順の改善及び処理支援プログラムの一層の活用にも努め、業務の効率化を図り、職員の執務負担を軽減するとともに、個々の支援情報の共有化による組織的な事業推進に努めます。

2 宿泊型保護事業の推進

- (1) 受入れの可否の決定の基となる生活環境調整において、保護観察所及び矯正施設と連携して、被保護者の適切な選択を行います。収容能力を勘案しつつ、できる限り多くの者を受け入れます。

- (2) 高齢者、障害者などを受入れて生活自立機能の回復支援に努めるとともに、地域生活定着支援センターや関係機関・団体と連携して円滑な社会生活移行の支援及び調整に努めます。
- (3) 施設内の秩序を維持し、犯罪・非行等の問題行動を未然に防止するため、施設の適正な管理運営に努めます。寮生に対しては、健全な生活を営むよう24時間体制できめ細かな指導を行います。
- (4) 職員の個別担当制を十分に機能させ、各人の特性に応じた手厚い支援を行います。また、薬物依存回復プログラム、社会性を高めるプログラム、社会貢献プログラムなどの特定補導プログラムを実施し、改善更生に資する体系的な処遇の推進に努めます。
- (5) 就労の確保と安定を図るため、ハローワーク、埼玉県就労支援事業者機構等との連携を一層緊密にするとともに、就職情報の収集活用や協力雇用主など社会資源の開発に努めます。

就労困難な者に対する福祉の利用、生活自立に不可欠な健康維持・治療継続など福祉、医療、住居等に関わる事項について、自助を踏まえつつ必要な支援を行います。
- (6) 寮生の心情及び行状の安定を図り、更生意欲を助長するため、被保護者を主体とした文化活動を推進します。また、寮生と地域社会の交流を進めるため、保護司組織、更生保護女性会等更生保護諸団体と一層緊密に連携するとともに、地域社会の諸団体が行う関連事業に積極的に参加します。

3 通所・訪問型保護事業の推進

- (1) 退寮した被保護者及び満期釈放者に対し地域における生活自立の継続を支援するため、訪問等による生活相談等を積極的に実施します。
- (2) 清心寮退寮者、満期釈放者等に対して薬物依存回復プログラムなど改善更生に役立つ指導援助を通所により実施します。

4 立ち直りを支援するためのネットワークづくり

寮生及び退寮した者の社会復帰支援を一層円滑に進めるため「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」等と緊密に連携します。

また、埼玉県更生保護観察協会及び埼玉県就労支援事業者機構と協力して、満期釈放者等一人で社会生活の自立に取り組む者に対する支援のネットワークを構築する「更生保護地域よりそい支援事業」を引き続き推進します。

5 研修と研究の推進

- (1) 更生保護施設の経営及び被保護者の支援の充実に資するため、更生保護施設職員の研修体系モデルに従い、更生保護施設に関する処

遇関連教材等を使用した職場内研修を定期的に継続して実施するほか、部外で開催される関連研修、研究会等へ積極的に参加します。

(2) 支援の専門化、高度化に対応して、ガイドラインである「更生保護施設における専門処遇」に基づき、技法の習得向上に努めます。